

告示第294号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により準用する法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和元年9月17日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス東尾道店
所在地 尾道市東尾道17番2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	名称	ダイレックス株式会社
	住所	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
	代表者の氏名	代表取締役 貞方 宏司
変更後	名称	ダイレックス株式会社
	住所	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
	代表者の氏名	代表取締役 多田 高志

変更年月日 令和元年5月1日

変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者変更のため

(2) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ダイレックス東尾道店

変更後 ダイレックス東尾道店

変更年月日 平成27年3月5日

変更の理由 大規模小売店舗の名称を確定したため

3 届出年月日

令和元年9月11日

4 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

5 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和元年9月18日から令和2年1月17日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年1月17日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課